

消食表第 370 号
平成 23 年 8 月 31 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁長官

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく
表示の基準に関する内閣府令等の施行について

下記 1 の内閣府令等が本日公布され、平成 23 年 9 月 1 日より施行されるので、下記 2～6 の事項に留意の上、その運用に遺憾なきよう取り計らわれるようお願いいたします。

また、当該改正の内容について、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

1 本日公布された内閣府令等

- (1) 食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号）
- (2) 食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 46 号）
- (3) 食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する命令（平成 23 年内閣府令・厚生労働省令第 5 号）
- (4) 食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示（平成 23 年消費者庁告示第 8 号）

2 内閣府令の制定の趣旨

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 19 条

に基づく表示基準について、加工食品等食品全般に関しては食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第21条に、乳及び乳製品に関しては乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第7条にそれぞれ規定されている。

- (2) 平成21年9月の消費者庁設置に伴い、法に規定する表示基準に関する権限が消費者庁に移管されたところである。食品衛生法に基づく表示基準について、後述の個別案件に係る改正を行う必要があることから、当該改正に際して、法に基づく表示基準を新たに内閣府令として制定することとした。

3 内閣府令等の内容

- (1) 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（以下「表示基準府令」という。）は、表示基準府令制定前の規則第21条に以下の個別案件に係る改正を反映したものの。

- ①防かび剤フルジオキシニルの指定添加物への指定に係る対象食品の追加（第1条第1項第11号ハ関係）

指定添加物としてフルジオキシニルを新規指定するための規則の一部改正命令（後述（3）の命令）が本日付けで公布され、平成23年9月1日より施行されることから、当該添加物の使用対象食品として、あんず、おうとう、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを追加。

- ②パパイヤ及びパパイヤを主な原材料とするものの遺伝子組換え食品に係る表示対象への追加（別表第1関係）

食品安全委員会において遺伝子組換えパパイヤ（パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統）の安全性が確認され、今後、我が国に対する輸出が見込まれるという状況になっていることから、遺伝子組換え食品に係る表示対象食品として、パパイヤ及びパパイヤを主な原材料とするものを追加。

- (2) 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（以下「乳等表示基準

府令」という。)は、乳等表示基準府令制定前の乳等省令第7条に相当するもの。

(3) 食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する命令は、表示基準府令及び乳等表示基準府令の制定に伴い、規則第21条、乳等省令第7条等を削除するなど、所要の改正を行うもの。

(4) 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示は、表示基準府令及び乳等表示基準府令の制定に伴い、消費者庁関係告示について所要の改正を行うもの。

4 運用上の注意

フルジオキソニル及びこれを含む製剤を使用したあんず、おうとう、かんきつ類(みかんを除く。)、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあつては、表示基準府令第1条の規定に基づき添加物表示を行うよう、関係業者に指導いただきたい。

なお、フルジオキソニル及びこれを含む製剤を使用したあんず、おうとう、かんきつ類(みかんを除く。)、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを、いわゆるばら売り等によって消費者に販売する場合であっても、これを使用した旨の表示を行うよう販売業者に指導いただきたい。

5 施行期日

平成23年9月1日に施行する。ただし、遺伝子組換え表示の対象食品にパイヤを追加することについては、同年12月1日に施行する。

6 その他(既存通知の取扱いについて)

本日公布する内閣府令に関する既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、既存の通知等において、規則第21条及び乳等省令第7条の各条項が規定されているものは、それぞれ表示基準府令及び乳等表示基準府令で該当する各条項に読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用される。これに該当する通知例を別添として添付するので、必要に応じて参照いただきたい。

別添

	通知名	発出日	発出番号
1	食品衛生法の一部を改正する法律等の施行について	昭和32年9月18日	発衛第413号の2
2	標示を要する生菓子類の定義について	昭和34年6月23日	衛発第580号
3	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行及び食品、添加物等の規格基準の制定について	昭和35年2月10日	衛発第116号
4	食品衛生法の運用について	昭和35年4月2日	衛食第96号
5	食品等の名称の標示及びかん詰の主要原材料名の標示につ	昭和36年12月20日	環発第275号
6	魚肉ハムおよび魚肉ソーセージ等の規格証票の品名欄に記載する品名の大きさについて	昭和38年5月10日	環発第185号
7	乳酸菌飲料の標示について	昭和40年8月3日	環乳第5045号
8	容器包装の面積が狭いため標示を省略することができる食品について	昭和45年5月22日	環食第210号
9	食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について	昭和46年4月19日	環乳第40号
10	食品衛生法の一部を改正する法律等の施行について	昭和47年11月6日	環食第516号
11	食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について	昭和49年10月17日	環食第223号
12	豆汁製品取扱いについて	昭和50年1月18日	環食第1号の2
13	サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品の表示に	昭和50年7月25日	環食化第32号の2
14	コーンクリーム、スープ類の製造販売にかかる営業の取扱いについて	昭和55年7月4日	環食第146-2号
15	洋生菓子の衛生規範について	昭和58年3月31日	環食第54号
16	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正につい	昭和60年7月8日	衛乳第28号
17	健康食品の表示等に関する指針について	平成元年9月22日	衛新第53号
18	食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について	平成3年1月17日	衛化第2号
19	生めん類の衛生規範等について	平成3年4月25日	衛食第61号
20	食品添加物製剤の表示等について	平成3年6月28日	衛化第40号
21	放射線照射ばれいしょの表示について	平成4年6月22日	衛食第56号
22	乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について	平成5年8月2日	衛乳第169号
23	液卵の製造等に係る衛生確保について	平成5年8月27日	衛食第116号、衛乳第190号
24	食品衛生法施行規則等の一部改正について	平成7年2月17日	衛食第31号
25	食品衛生法施行規則等の一部改正について	平成8年3月29日	衛食第85号
26	生食用食肉等の安全性確保について	平成10年9月11日	生衛発第1358号
27	食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について	平成13年3月15日	食発第79号
28	アレルギー物質を含む食品に関する表示について	平成13年3月21日	食企発第2号、食監発第46号
29	遺伝子組換え食品に関する表示について	平成13年3月21日	食企発第3号、食監発第47号
30	食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について	平成13年3月21日	食企発第4号、食監発第48号
31	保健機能食品制度の創設について	平成13年3月27日	医薬発第244号
32	保健機能食品制度の創設に伴う取扱い及び改正等について	平成13年3月27日	食新発第17号
33	食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について	平成13年6月7日	食発第170号
34	加工食品の表示に関するQ&Aについて	平成15年6月2日	食企発第0602001号
35	加工食品の表示に関する共通Q&Aについて（第3集：遺伝子組換え食品に関する表示について）	平成15年12月16日	食安基発第0916001号、食安監発第0916001号
36	「食品衛生法に基づく表示について」及び「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく表示について」の一部	平成16年2月27日	食安発第0227008号
37	食品衛生法施行規則に規定する「栄養機能食品」に係る適正な表示の指導について	平成16年3月9日	食安新発第0309001号
38	「健康食品」に係る制度の見直しについて	平成17年2月1日	薬食発第0201001号
39	保健機能食品制度の見直しに伴う特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領の改正について	平成17年2月1日	食安発第0201002号
40	市町村合併に伴う所在地又は住所の表示について	平成17年2月22日	食安基発第0222001号
41	「健康食品」に係る制度に関する質疑応答集について	平成17年2月28日	食安新発第0228001号
42	「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に伴う食品衛生法施行規則の一部改正等について	平成17年7月1日	食安発第0701006号
43	「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に伴う「保健機能食品制度の創設等に伴う取扱い及び改正等について」等の改正について	平成17年7月1日	食安新発第0701002号
44	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について	平成20年6月3日	食安発第0603001号
45	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について	平成20年10月1日	食安発第1001001号
46	特別用途食品の表示許可等について	平成21年2月12日	食安発第0212001号

府令

○内閣府令第四十四号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の七(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第五十七条の十五第一項、第九百九十三条及び第九百九十三条の二の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

内閣総理大臣 菅 直人

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 企業会計の基準の特例(第九十三条・第九十四条)」を「第七章 企業会計の基準の特例(第九十三条・第九十四条)」に改める。

第七章 雑則

第九十五条 米國預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表(以下「米國式連結財務諸表」という。)を米國証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米國式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米國預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

第九十六条 前条の規定は、米國式連結財務諸表を米國証券取引委員会に登録しなくなった場合には、適用がないものとする。

第九十七条 第九十五条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

第九十八条 第九十五条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記しなければならない。

- 一 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
二 当該連結財務諸表の作成状況及び米國証券取引委員会における登録状況
三 この規則(第七章及びこの章を除く。)に準拠して作成する場合との主要な相違点
(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)
第二条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 企業会計の基準の特例(第八十七条・第八十八条)」を「第六章 企業会計の基準の特例(第八十七条・第八十八条)」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

第八十九条 連結財務諸表規則第九十五条から第九十八条までの規定は、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)
第三条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 企業会計の基準の特例(第九十三条・第九十四条)」を「第六章 企業会計の基準の特例(第九十三条・第九十四条)」に改める。

第七章 雑則

第九十五条 連結財務諸表規則第九十五条から第九十八条までの規定は、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)第五十五条の規定による改正前の第九十三条」を「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条において準用する連結財務諸表規則第九十五条」に、「平成二十七年十二月三十一日に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間まで」を「当分」に改め、同条第三項第三号中「第六章」の下に「及び第七章」を加える。

附則第二条第三項、第四条第三項、第六条第三項及び第十條第三項を削る。

附則第三条中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)第一条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十三条」を「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条」に、「平成二十八年三月三十一日に終了する連結会計年度まで」を「当分」に改め、第五項第三号中「第七章」の下に「及び第八章」を加える。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正)
第六条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)第三条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十七条」を「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十九条において準用する連結財務諸表規則第九十五条」に、「平成二十七年九月三十日に終了する中間連結会計期間まで」を「当分」に改め、第六項第三号中「第六章」の下に「及び第七章」を加える。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)
第七条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(四)中「第七章」の次に「及び第八章」を加え、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)以下」の項において「改正府令」という。第一号の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定若しくは改正府令附則第2条第2項若しくは第3項の規定又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第十一号)附則第3項の規定若しくは改正府令第十條の規定による改正前の同府令の規定」を「連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第十一号)附則第3項の規定に基づき、米國預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法」に改め、同記載上の注意(四)中「第七章」の次に「及び第八章」を加える。

第四号の三様式記載上の注意(ロ)中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成22年内閣府令第73号。以下この(ロ)において「改正府令」という。))第5条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則第95条若しくは附則第4条の規定又は改正府令附則第6条第2項若しくは第3項の規定」を「四半期連結財務諸表規則第95条において適用する連結財務諸表規則第95条又は四半期連結財務諸表規則第4条第1項の規定に基づき、米国税証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法」に改め、「同記簿上の注意(ロ)及び(ロ)中「第七号」の次に「及び第八号」を加える。

第八号 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正(平成十九年内閣府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十八号中「同令」を「連結財務諸表規則」に改め、提出する場合」の下に「及び米国税証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表(以下「米国税連結財務諸表」という。))を米国税証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国税連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」を加え、第二十一条第一項中「特定会社」の下に「及び米国税連結財務諸表を米国税証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社」を加える。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正) 第九号 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成二十二年内閣府令第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則 附則第四号中「平成二十八年三月三十一日までに終了する事業年度における」を「当分の間に」改める。

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十五号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

内閣総理大臣 菅 直人

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

第一条 食品衛生法(以下「法」という。第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- 一 マーガリン
- 二 酒精飲料(酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料(溶解して酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。))をいう。
- 三 清涼飲料水
- 四 食肉製品
- 五 食肉ハム、食肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- 六 シアン化合物を含有する豆類
- 七 冷凍食品(製造し、又は加工した食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでたこ及びゆでかきを除く。以下同じ。))及び切り身又はむき身にした鮮魚介類(生かきを除く。以下同じ。))を凍結させたものであって、容器包装に入れられたものに限る。
- 八 放射線照射食品
- 九 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- 十 鶏の卵

十一 容器包装に入れられた食品(前各号に掲げるものを除く。)であって、次に掲げるもの

- イ 食肉、生かき、生めん類、ゆでめん類を含む。(即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの(凍結させたものを除く。))及びゆでかき
- ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの
- ハ あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、さくら、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご

十二 別表第一の上欄に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含む。)

十三 特定保健用食品(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認(以下「許可又は承認」という。))を受けて、食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品をいう。以下同じ。))及び栄養機能食品(食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして内閣府令が定める基準に従い当該栄養成分の機能の表示をするもの(健康増進法第二十八條第五項に規定する特別用途食品及び生鮮食品中鶏卵を除く。))をいう。以下同じ。))以下「保健機能食品」という。

十四 添加物 前項に定める食品又は添加物であって販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。))を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。

一 名称(食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。))別表第一に掲げる添加物(別表第二に掲げるものを除く。))にあつては、規則別表第一に掲げる名称に限る。

二 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品又は添加物にあつては消費期限(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。))である旨の文字を冠したその年月日及びその他の食品又は添加物にあつては賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。))である旨の文字を冠したその年月日

三 製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下同じ。))及び製造者又は加工者(輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。))の氏名(法人にあつては、その名称。第八条及び第十条において同じ。))

四 製剤である添加物にあつては、その成分(着香の目的で使用されるものを除く。))及びそれぞれの重量パーセント(その成分がビタミンAの誘導体である場合は、ビタミンAとしての重量パーセント)

五 添加物(栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤(食品の加工の際に添加される物であつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものという。))及びキヤリーオーバー(食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であつて、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものという。以下同じ。))をいう。以下この号において同じ。))であつて別表第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む食品にあつては当該添加物を含む旨

六 別表第四に掲げる食品(乳を除く。)を原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含み、抗原性が認められないもの及び前項第二号に掲げるものを除く。)にあつては当該食品を原材料として含む旨、乳を原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含み、抗原性が認められないもの及び前項第二号に掲げるものを除く。)にあつては内閣総理大臣が定めるところにより乳を原材料として含む旨

七 別表第四に掲げる食品(以下「特定原材料」という。)に由来する添加物(抗原性が認められないもの及び香料を除く。第十号において同じ。)を含む食品にあつては、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨

八 保存の方法(法第十一條第一項の規定により保存の方法の基準が定められた食品及び添加物にあつては、その基準に合う保存の方法)並びに同項の規定により使用の方法の基準が定められた食品及び添加物にあつては、その基準に合う使用の方法

九 添加物(次号に規定するものを除く。)にあつては、「食品添加物」の文字

十 特定原材料に由来する添加物にあつては、「食品添加物」の文字及び当該特定原材料に由来する旨

十一 タール色素の製剤にあつては、「製剤」の文字を冠した実効の色名

十二 法第十一條第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物にあつては、その重量パーセント

十三 添加物たるビタミンAの誘導体にあつては、ビタミンAとしての重量パーセント

十四 アスパルテーム又はこれを含む製剤若しくは食品にあつては、L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

十五 ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。)のうち、容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロボスカル未満であつて、殺菌又は除菌(る過等)により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。)を行わないものにあつては、殺菌又は除菌を行っていない旨

十六 冷凍果実飲料(果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものをいう。)にあつては、「冷凍果実飲料」の文字

十七 缶詰の食品にあつては、主要な原材料名

十八 食肉にあつては、鳥獣の種類

十九 食肉であつて、刃を用いてその原形を保つたまま筋及び繊維を短く切断する処理、調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成形する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものにあつては、処理を行った旨及び飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨

二十 前項第四号に掲げる食品にあつては、原料肉名(配合分量の多いものから順に記載することとし、食肉である原料については第十八号の例により、魚肉である原料については魚肉と記載すること。)

二十一 乾燥食肉製品(乾燥させた食肉製品であつて、乾燥食肉製品として販売するものをいう。以下同じ。)にあつては、乾燥食肉製品である旨

二十二 非加熱食肉製品(食肉を塩漬した後、くん煙し、又は乾燥させ、かつ、その中心部の温度を摂氏六十三度で三十分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法による加熱殺菌を行っていない食肉製品であつて、非加熱食肉製品として販売するものをいう。ただし、乾燥食肉製品を除く。以下同じ。)にあつては、非加熱食肉製品である旨並びに水素イオン濃度及び水分活性

二十三 特定加熱食肉製品(その中心部の温度を摂氏六十三度で三十分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法以外の方法による加熱殺菌を行った食肉製品をいう。ただし、乾燥食肉製品及び非加熱食肉製品を除く。以下同じ。)にあつては、特定加熱食肉製品である旨及び水分活性

二十四 加熱食肉製品(乾燥食肉製品、非加熱食肉製品及び特定加熱食肉製品以外の食肉製品をいう。)にあつては、加熱食肉製品である旨及び容器包装に入れた後加熱殺菌したもののか、加熱殺菌した後容器包装に入れたもののかの別

二十五 食肉製品、鯨肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハム又は特殊包装かまぼこであつて、気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの(缶詰又は瓶詰のものを除く。)にあつては、その殺菌方法

二十六 魚肉ソーセージ、魚肉ハム又は特殊包装かまぼこであつて、その水素イオン濃度が四・六以下又はその水分活性が〇・九四以下であるもの(缶詰又は瓶詰のものを除く。)にあつては、当該水素イオン濃度又は水分活性

二十七 製造し、又は加工した食品を凍結させたものにあつては、飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別

二十八 加熱後摂取冷凍食品(製造し、又は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。)にあつては、凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別

二十九 切り身又はむき身にした鮮魚介類を凍結させたもの及び生かきにあつては、生食用であるかないかの別

三十 切り身又はむき身にした鮮魚介類であつて生食用のもの(凍結させたものを除く。)にあつては、生食用である旨

三十一 前項第八号に掲げる食品にあつては、放射線を照射した旨

三十二 前項第九号に掲げる食品(缶詰又は瓶詰のものを除く。)にあつては、食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨

三十三 鶏の殻付き卵(生食用のものに限る。)にあつては、生食用である旨、摂氏十度以下で保存することが望ましい旨及び賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨

三十四 鶏の殻付き卵(生食用のものを除く。)にあつては、加熱加工用である旨及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨

三十五 鶏の液卵(鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。以下同じ。)で、殺菌したものにあつては、その殺菌方法

三十六 鶏の液卵で、殺菌したもの以外のものにあつては、未殺菌である旨及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨

三十七 生かき(生食用のものに限る。)にあつては、採取された海域又は湖沼

三十八 ゆでがににあつては、飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別

三十九 即席めん類のうち、めんを油脂で処理したものにあつては、油脂で処理した旨

四十 前項第十二号に掲げる作物である食品及び加工食品にあつては、次のイからハまでの区分に応じ、それぞれ次のイからハまでに掲げる事項
イ 分別生産流通管理(組換えDNA技術応用作物(別表第一の上欄に掲げる作物のうち組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作)によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を複製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。)を応用して生産されたものをいう。以下同じ。)及び非組換えDNA技術応用作物(別表第一の上欄に掲げる作物

第十一條 第一條第二項の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあつては、同表当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができ、同条第十一号ハに掲げる食品(別表第三の第八項中欄に掲げる物として使用される添加物以外の添加物を含むものに限る。)及び同項第十二号に掲げる作物である食品にあつては、当該添加物を含む旨の表示を省略することができる。

第十二條 第一條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。

- 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合、着色料又は合成着色料
- 二 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合、増粘剤又は糊料
- 三 第一條第一項第十一号ハに掲げる食品にあつては、別表第三の第八項中欄に掲げる物として使用される添加物以外の添加物を含む場合、当該添加物に係る別表第三の下欄に掲げる表示

第十三條 第一條第二項の規定にかかわらず、特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができるが、「特定加工食品」という)にあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定加工食品(乳)及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二條第一項に規定する乳をいう。以下同じ。)を原材料とするもの(以下この条において「特定加工食品」という)にあつては、当該特定加工食品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二條第一項に規定する乳をいう。以下同じ。)を原材料とするものを除く。)を原材料とする加工食品にあつては、特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもつて、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む食品であつて、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨の表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては、当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができ、特定原材料に由来する添加物であつて、その名称が特定原材料に由来する旨の表示を省略することが容易に判別できるものにあつては、当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

第十四條 第一條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる食品にあつては、同条第二項第四十号イからハまでに掲げる事項の表示は、省略することができる。

- 一 別表第一の上欄に掲げる作物である食品又はこれを原材料とする加工食品を主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのものを、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。以下同じ。)としない加工食品
- 二 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存するものとして別表第一の下欄に掲げる加工食品以外の加工食品
- 三 第一條第一項第十二号に掲げる作物である食品のうち、当該作物である食品に近接した揭示その他見やすい場所に同条第二項第四十号イからハまでに掲げる事項が表示されているもの
- 四 第一條第一項第十二号に掲げる加工食品のうち、同条第二項第四十号ハに該当するものであつて、別表第一の上欄に掲げる作物のうちいずれかのみを原材料とするもの
- 五 直接一般消費者に販売されない食品

第十五條 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる組換えDNA技術応用作物又は非組換えDNA技術応用作物の一定の混入があつた場合において、第一條第二項第四十号イ又はハの確認が適切に行われている場合は、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなして、同項の規定を適用する。

第十六條 第一條第一項第十一号ロに掲げる食品及び同項第十二号に掲げる加工食品であつて、容器包装の面積が狭いため同条第二項に掲げる事項を明確に記載できないものとして内閣総理大臣が定める食品については、同項の規定にかかわらず、その表示を省略することができる。

第十七條 第一條第二項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項(同項第一号及び第三号に掲げる事項を除く。)の表示は、別表第六の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる場合に該当するものにあつては、送り状への記載をもつて、容器包装への記載に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい場所に記載するとともに、同条第二項第一号及び第三号に掲げる事項、当該記号並びに購入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を当該送り状に記載しなければならない。

第十八條 第三條及び第九條から第十二條までの規定は、前條の規定により第一條第二項に掲げる事項を送り状に記載する場合について準用する。

第十九條 第一條第二項の規定にかかわらず、保健機能食品に係る保健の目的が期待できる旨及び栄養成分の機能の表示は、添付する文書への記載をもつて、容器包装への記載に代えることができる。

附則
(施行期日)
第一條 この府令は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、別表第一バパイヤの項の規定は、平成二十三年十二月一日から施行する。

第二條 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用
適用については、なお従前の例による。

第三條 前條に規定する表示に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第一條、第十四條関係)

作物	加工食品
大豆(枝豆及び大豆もやしを含む)	一 豆腐類及び油揚げ類
	二 凍豆腐、おから及びゆば
	三 納豆
	四 豆乳類
	五 みそ
	六 大豆煮豆
	七 大豆缶詰及び大豆瓶詰
	八 きな粉
	九 大豆いり豆
	十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの
	十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの
	十二 大豆粉を主な原材料とするもの
	十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの
	十四 枝豆を主な原材料とするもの
	十五 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	一 コーンスナック菓子
	二 コーンスターチ
	三 ポップコーン
	四 冷凍とうもろこし
	五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
	六 コーンフラワーを主な原材料とするもの
	七 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)
	八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの
	九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	一 ポテトスナック菓子
	二 乾燥ばれいしょ
	三 冷凍ばれいしょ
	四 ばれいしょでん粉
	五 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの
	六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの

菜種	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの

別表第二(第一条関係)

- イソチオシアネート類
- インドール及びその誘導体
- エーテル類
- エステル類
- ケトン類
- 脂肪酸類
- 脂肪族高級アルコール類
- 脂肪族高級アルデヒド類
- 脂肪族高級炭化水素類
- チオエーテル類
- チオール類
- テルペン系炭化水素類
- フェノールエーテル類
- フェノール類
- フルフラール及びその誘導体
- 芳香族アルコール類
- 芳香族アルデヒド類
- ラクトン類

別表第三(第一条、第十一条、第十二条関係)

一	甘味料	甘味料、人工甘味料又は合成甘味料
二	着色料	着色料又は合成着色料
三	保存料	保存料又は合成保存料
四	増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料	主として増粘の目的で使用される場合にあつては、増粘剤又は糊料主として安定の目的で使用される場合にあつては、安定剤又は糊料主としてゲル化の目的で使用される場合にあつては、ゲル化剤又は糊料
五	酸化防止剤	酸化防止剤
六	発色剤	発色剤
七	漂白剤	漂白剤
八	防かび剤又は防ばい剤	防かび剤又は防ばい剤

別表第四(第一条関係)

- えび
- かに
- 小麦
- そば
- 卵
- 乳
- 落花生

別表第五(第十一条関係)

イーストフード	イーストフード
ガムベース	ガムベース
かんすい	かんすい
酵素	酵素
光沢剤	光沢剤
香料	香料又は合成香料
酸味料	酸味料
チューインガム軟化剤	軟化剤
調味料(甘味料及び酸味料に該当するものを除く)	アミノ酸のみから構成される場合にあつては、調味料(アミノ酸)主としてアミノ酸から構成される場合(アミノ酸のみから構成される場合を除く)にあつては、調味料(アミノ酸等)核酸のみから構成される場合にあつては、調味料(核酸)主として核酸から構成される場合(核酸のみから構成される場合を除く)にあつては、調味料(核酸等)有機酸のみから構成される場合にあつては、調味料(有機酸)主として有機酸から構成される場合(有機酸のみから構成される場合を除く)にあつては、調味料(有機酸等)無機塩のみから構成される場合にあつては、調味料(無機塩)主として無機塩から構成される場合(無機塩のみから構成される場合を除く)にあつては、調味料(無機塩等)
豆腐用凝固剤	豆腐用凝固剤又は凝固剤
苦味料	苦味料
乳化剤	乳化剤
水素イオン濃度調整剤	水素イオン濃度調整剤
膨張剤	膨張剤、膨張剤、ベーキングパウダー又はふくらし粉

別表第六(第十七条関係)

原料用果汁(その容量が二百リットル以上である缶に収められているものに限る。)	一の授受の単位につき十缶以上を食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第百二十九号、以下「令」という。)第三十五条第十九号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合
原料用濃縮コーヒ(その容量が二十リットル以上である缶に収められているものに限る。)	一の授受の単位につき二十缶以上を令第三十五条第十九号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合
原料用魚肉すり身(その容量が二十キログラム以上である容器包装に収められているものに限る。)	一の授受の単位につき当該容器包装十個以上を令第三十五条第十九号に規定する魚肉すり身製品製造業又は同令第三十二条に規定するおろし製造業の許可を受けた者に販売する場合

○内閣府令第四十六号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

内閣総理大臣 菅 直人

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

(趣旨)

第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品(以下「乳等」という。)に関し、食品衛生法(以下「法」という。)第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、相換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準及び保健機能食品(食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。))第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。)の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この府令において使用する用語は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(表示)

第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、輸出するものにあつては、この限りでない。

2 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。

- 一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳
- 生乳、生山羊乳又は生めん羊乳である旨及びジャージー種の牛から搾取したものにあっては、その旨

二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。)

イ 種類別

- ロ 殺菌温度及び時間(殺菌しない特別牛乳にあつては、その旨)
- ハ 加工乳にあつては、主要な原料名並びに含まれる無脂肪乳固形分及び乳脂肪分の重量百分率
- ニ 低脂肪牛乳にあつては、含まれる乳脂肪分の重量百分率

ホ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすすい乳にあつては消費期限(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。)である旨

の文字を冠したその年月日及びその他の乳(常温保存可能品を除く。)にあつては賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持されることがあるものとする。以下同じ。)である旨の文字を冠したその年月日(保存の方法(省令別表の二、乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部)ニ)牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準の部の規定により保存の方法の基準が定められた乳にあつては、その基準に合う保存の方法)

ト 常温保存可能品にあつては、常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

チ 乳処理場(特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場、第八項において同じ。)の所在地及び乳処理業者(特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者。第八項において同じ。)の氏名(法人にあつては、その名称)

三 乳製品

イ 種類別(チーズにあつてはナチュラルチーズ又はプロセスチーズの別、アイスクリーム類にあつてはアイスクリーム、アイスミルク又はラクトアイスの別)並びにクリーム、濃縮ホエイ、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー及び乳酸菌飲料にあつては、乳製品である旨

ロ 牛以外の動物の乳を原料として製造したナチュラルチーズにあつては、当該動物の種類

ハ クリーム及びクリームパウダーにあつては、含まれる乳脂肪分の重量百分率

ニ アイスクリーム類、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料にあつては、含まれる無脂肪固形分及び乳脂肪分(乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあつては、無脂肪固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分)の重量百分率

ホ 加糖練乳、加糖脱脂練乳、加糖粉乳又は調製粉乳にあつては、その主要な混合物の名称及びその重量百分率

ヘ チーズ、アイスクリーム類、発酵乳、乳酸菌飲料又は乳飲料にあつては、その主要な混合物の名称

ト 添加物(栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤(食品の加工の際に添加される物であつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの)又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。)及びキヤリーオーバー(食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であつて、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。)を除く。以下ト及び次号ニにおいて同じ)であつて表示基準府令第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む乳製品にあつては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む乳製品にあつては当該添加物を含む旨

チ 乳以外の特定原材料(表示基準府令第一条第二項第七号に規定する特定原材料をいう。以下同じ。)を原材料として含む乳製品(抗原性が認められないものを除く。)にあつては、当該特定原材料を原材料として含む旨

リ 乳以外の特定原材料に由来する添加物(抗原性が認められないもの及び香料を除く。次号ハにおいて同じ。)を含む乳製品にあつては、当該添加物を含む旨及び当該乳製品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨

ヌ アスパルテームを含む乳製品にあつては、L-フェニルアラニン化合物を含む旨

ル 殺菌した乳酸菌飲料にあつては、その旨

ラ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすいため乳製品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳製品(常温保存可能品を除く。)にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

ワ 保存の方法(省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部) 乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準の部の規定により保存の方法の基準が定められた乳製品にあつては、その基準に合う保存の方法

カ 常温保存可能品にあつては、常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

キ 製造所(輸入品にあつては、輸入業者の営業所)の所在地及び製造業者(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名(法人にあつては、その名称)

ク 乳又は乳製品を主要原料とする食品

コ 名称又は商品名(乳酸菌飲料にあつては、その旨)

カ 乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨

ハ 含まれる無脂乳固形分及び乳脂肪分(乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあつては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分)の重量百分率

ニ 添加物であつて表示基準府令別表第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む食品にあつては当該添加物を含む旨

ホ 乳以外の特定原材料を原材料として含む加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含む)、抗原有効成分が認められないものを除く)にあつては、当該特定原材料を原材料として含む旨

ヘ 乳以外の特定原材料に由来する添加物を含む食品にあつては、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨

ト アスパルテームを含む食品にあつては、L-フェニルアラニン化合物を含む旨

チ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすいため乳製品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳製品(常温保存可能品を除く。)である旨の文字を冠したその年月日

リ 乳酸菌飲料にあつては、保存の方法

又 製造所(輸入品にあつては、輸入業者の営業所)の所在地及び製造業者(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名(法人にあつては、その名称)

3 前項に掲げる事項の表示は、邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいうような用語により正確に行わなければならない。

4 第二項第二号に掲げる事項の表示は「〇・五ポイント活字以上、同項第三号に掲げる事項の表示は発酵乳及び乳酸菌飲料にあつては八ポイント活字以上、その他の乳製品にあつては四ポイント活字以上、同項第四号に掲げる事項の表示(乳酸菌飲料に係るものに限る)は八ポイント活字以上の大きさの字体で行わなければならない。

5 第二項の規定にかかわらず、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。

6 第二項の規定にかかわらず、消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠したその年月日(以下この項において「期限」という。)及びその保存の方法の表示は、乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く)、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のうち紙、アルミニウム箔その他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあつては期限の日の記載をもって、期限に代えることができ、アイスクリーム類にあつては期限及びその保存の方法を省略することができる。

7 乳製品(常温保存可能品を除く)及び乳酸菌飲料にあつては、第二項第三号及び同項第四号の規定にかかわらず、常温で保存する旨の表示については、これを省略することができる。

8 第二項の規定にかかわらず、乳処理場又は製造所の所在地の表示は、乳処理業者又は製造業者の住所及び乳処理業者又は製造業者が消費者庁長官に届け出た乳処理場又は製造所の固有の記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。)の記載をもってこれに代えることができる。

9 第二項第三号ト及び同項第四号ニの規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつてはその名称をもって、表示基準府令別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあつては同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。

10 第二項第三号ト及び同項第四号ニの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。

一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合、着色料又は合成着色料

二 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合、増粘剤又は糊料

11 この項において同じ)を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができる。特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(以下この項において「特定加工食品」という。)を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品にあつては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができる。

12 第二項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号に掲げる事項(同項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌに掲げる事項を除く)の表示は、一の授受の単位につき十個以上の容器包装に収められた乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使われるものを食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十二号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業、同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授受を含む)する場合にあつては、送り状への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい場所に記載するとともに、第二項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌに掲げる事項、当該記号並びに購入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を当該送り状に記載しなければならない。

13 第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の規定により第二項第三号又は第四号に掲げる事項を送り状に記載する場合について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十三年九月一日から施行する。

第二条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第三条 前条に規定する表示に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第五条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第六条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第七条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第八条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第九条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第十条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第十一条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第十二条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第十三条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

第十四条 この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用

福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局福岡地域セクターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局福岡地域セクター長
福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局北九州地域セクターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局北九州地域セクター長
佐賀農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局佐賀地域セクターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局佐賀地域セクター長
長崎農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局長崎地域セクターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局長崎地域セクター長
大分農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局大分地域セクターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局大分地域セクター長
宮崎農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局宮崎地域セクターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局宮崎地域セクター長
宮崎農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局延岡地域セクターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局延岡地域セクター長
鹿児島農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局鹿児島地域セクターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局鹿児島地域セクター長

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林水産省の機関に対して送附されている送付その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の農林水産省の機関に対して送附された送付その他の行為とみなす。

第四条 この省令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の農業災害補償法施行規則別記様式による証票（農林水産省の職員に係るものに限る。）、第七条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律施行規則別記第七号様式による証明書及び第十四条の規定による改正前の卸売市場法施行規則別記様式第八号による証明書（農林水産省の職員に係るものに限る。）は、当分の間、第十八条の規定による改正後の農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令別記様式による証明書とみなす。

告 示

○金融庁告示第八十一号
金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六号の三第二項の規定に基づき信用格付業者の關係法人を指定する件（平成二十二年十一月金融庁告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年八月三十一日
金融庁長官 畑中龍太郎
第二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 商号又は名称 スタンダード&ブライズ・ホンコン・リミテッド
主たる事務所の所在地 中華人民共和国 香港特別行政区 クイーンズ・ロード・セントラル
十五

○金融庁告示第八十二号
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十一月金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年八月三十一日
金融庁長官 畑中龍太郎

附則第十條中「国内に本店その他の主たる營業所又は事務所を有する最終指定親会社にあつては、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年閣府令第七十三号）附則第二条第三項の規定に基づき連結財務諸表を作成する最終指定親会社内に限り」とを削り、「米国式連結財務諸表の下に「米国預託証券の発行等」を添付して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。」を加え、「平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度が終了するまで」を「当分」に、「当該連結財務諸表」を「当該米国式連結財務諸表」に改め、同条の表中、「米国式財務諸表の作成上」を削る。

○消費者庁告示第八号
食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）の施行に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項及び同条第二項並びに同府令第一条第二項第四十二号及び第十六条の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日
消費者庁長官 福嶋 浩彦

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示
（容器包装の面積により表示を省略することができる食品の一部改正）

第一条 容器包装の面積により表示を省略することができる食品（昭和四十五年厚生省告示第百八十八号）の一部を次のように改正する。

本文中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第十六項を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第十六条」に、「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

（加工食品品質表示基準の一部改正）

第二条 加工食品品質表示基準（平成二十二年農林水産省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）以下「府令」という。第1条第2項第5号及び第3項、第11条並びに第12条」に改める。

第四條の二第三号イ中「食品衛生法施行規則第21条」を「府令第1条から第19条」に、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第7条」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）第3条」に改め、「回生乳」を「回生乳及び回生乳製品」に、「食品衛生法施行規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項」を「府令第1条第2項第5号及び第3項、第11条並びに第12条」に改める。

（加工食品品質表示基準の一部改正）

第三条 トマト加工食品品質表示基準（平成二十二年農林水産省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三号イのイ中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第3項、第11条並びに第12条」に改める。

第四條第一項第三号イのロ中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第3項、第11条並びに第12条」に改める。

